

正会員及び賛助会員の名称使用等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下「本協会」という。）の定款第5条の規定に基づき、会員の名称の使用等に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称の使用)

第2条 正会員は、本協会正会員の名称を使用することができる。

2 賛助会員は本協会賛助会員の名称を使用することができる。

(正会員及び賛助会員の責務)

第3条 前条の規定により一般社団法人東京都調査業協会の名称を使用する正会員は、調査業を営むに当たっては、本協会が正会員について定めた倫理に関する規範を遵守しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、前条の規定により本協会正会員及び賛助会員の名称を使用する場合には、第9条第2項の規定による登録番号を併せて表示するよう努めなければならない。

(差止め処分)

第4条 本協会は、第2条の規定により本協会の名称を使用するその正会員が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、その正会員を除名する場合を除き、その正会員に対し、期間を定めて、調査業を営むに当たって、本協会正会員の名称又はこれに類似する名称を使用しないことを求めることができる。

(1) 調査業に関して法令（条例を含む。）に違反したとき

(2) 正会員が定款、総会の決議その他倫理に関する規範に違反したとき

2 賛助会員に関しても前項規定を準用する。

3 本協会は、第2項の規定による処分（以下「差止め処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該正会員に理由を通知して、弁明する機会を与えなければならない。ただし、当該正会員（当該正会員が法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）の所在が不明のため通知する事が出来ないときは、この限りでない。

- 4 本協会は、差止め処分をしたときは、文書をもってその旨を当該正会員に通知しなければならない。
- 5 差止め処分が確定したときは、本協会において、その旨を公表することができる。
- 6 賛助会員に関しても前項規定を準用する。

(不服申し立て)

- 第5条 差止め処分を受けた正会員及び賛助会員は、前条第3項の規定による通知が到達した日から10日以内に、理由を付した文書をもって本協会の理事長（以下「理事長」という。）に対し、不服の申立てをすることができる。
- 2 理事長は、不服申立ての審査に関して、必要があると認めるときは、当該不服申し立てをした正会員及び賛助会員に対し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えることができる。
 - 3 理事長は、不服申立ての審査に関して必要があると認めるときは、専門委員会設置運営規定第3条第2項に規定する業務適正委員会（第10条において「業務適正委員会」という。）の意見を聴くことができる。

(差止め処分の取消し等)

- 第6条 理事長は、不服申立てに理由があると認めるときは、当該差止め処分を取消し、又はその内容を変更するものとする。
- 2 理事長は、不服申立てに理由がないと認めるときは、当該不服申立てを棄却するものとする。
 - 3 理事長は、不服申立ての手續に瑕疵があるときは、当該不服申立てを却下することができる。
 - 4 理事長は、前3項の規定による処分をしたときは、当該差止め処分をした正会員に対し、その旨、文書をもって通知するものとする。
 - 5 賛助会員に関しても前項規定を準用する。

(差止め処分の確定等)

- 第7条 差止め処分は、当該差止め処分を受けた正会員及び賛助会員について、第4条第3項の規定による通知が到達した日から10日を経過した日（その期間内に不服申し立てをした場合にあっては、前条第1項及び第2項の処分に係る同条第4項の規定による通知が到達した日）に確定する。

- 2 前項の規定により差止め処分が確定した時は、当該正会員は、調査業を営むに当たって、本協会の名称又は、これに類似する名称を使用してはならない。
- 3 賛助会員についても前項の規定に準ずる。

(業務適正委員会の勧告)

第8条 業務適正委員会は、第2条の規定により本協会の名称を使用する正会員及び賛助会員が第4条第1項第1号又は第2号に該当していると認めるときは、理事長の承認を得て、当該正会員及び賛助会員に対し差止め処分を行うべき事を勧告することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、業務適正委員会は、正会員及び賛助会員の差止め処分の運用に関し改善が必要であると認めるときは、理事長の承認を得て、当該会員に対し、その改善に関して必要な措置を取るべきことを勧告することができる。
- 3 正会員及び賛助会員は、前2項の規定による勧告を受けたときは、勧告によって講じた措置を理事長に報告しなければならない。

(正会員の登録)

第9条 理事長は、本協会に備える正会員登録簿に、登録番号、登録年月日、正会員の名称その他必要な事項を登録するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により登録をしたときは、正会員に対し、登録番号及び登録年月日を通知するものとする。
- 3 賛助会員についても前項の規定に準ずる。

(効力)

第10条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程は本規則の効力発生日をもって失効する。

(雑則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1	平成30年 4月 1日 施行	平成30年 3月 14日 理事会 承認
---	----------------	---------------------

